



各 位

会 社 名 株式会社ワンダーコーポレーション  
代表者名 代表取締役社長 宇津木 雅美  
(JASDAQ コード番号:3344)  
問合せ先 取締役管理統括長 塚田 英雄  
(TEL: 029-853-1313)

## 訴訟の判決に関するお知らせ

当社が、株式会社ハードオフコーポレーション(以下、「原告」という)から平成21年11月5日付けで提訴されている競業行為差止請求及び違約金の支払い請求訴訟について、本日、新潟地方裁判所新発田支部より判決が言い渡されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 訴訟が提起されるに至った経緯

当社は、原告との間のフランチャイズ加盟契約の解約後、新たなブランド「WonderREX(ワンダーレックス)」でリユース事業を開始いたしました。このリユース事業が同契約が禁止する契約終了後の競業行為に当たるとして、競業行為差止請求及び同契約違反に対する違約金7億5千万円(違約金請求額は当初6億6千万円でしたが、その後、7億5千万円に変更されております。)の支払い請求訴訟が提起されたものであります。

当社は、原告の主張に対し、当社独自のノウハウ・ビジネスモデルでリユース事業を行っており、同契約終了後の競業禁止に当たると主張してまいりました。

#### 2. 判決のあった裁判所及び年月日

新潟地方裁判所新発田支部  
平成23年2月25日

#### 3. 当該訴訟を提起した者

- (1)商 号:株式会社ハードオフコーポレーション
- (2)本 店 所 在 地:新潟県新発田市新栄町3丁目1番13号
- (3)代表者の役職・氏名:代表取締役会長兼社長 山本 善政

#### 4. 判決の内容

- (1)被告は、平成23年10月15日まで、別紙店舗目録記載の各店舗所在地にある被告の店舗において、別紙取扱品目録記載の各商品を消費者から買い取り、それを販売する事業を行ってはならない。
- (2)被告は、原告に対し、金7億5千万円及び内金6億6千万円については訴状送達の日翌日から、内金9千万円については本申立書送達の日翌日から、各支払済みまで、年6%の割合による金員を支払え。
- (3)訴訟費用は被告の負担とする。
- (4)この判決は、第2項に限り仮に執行することができる。

5. 今後の見通し

当社といたしましては、今回の判決は承服しがたいものでありますので、速やかに東京高等裁判所へ控訴の手続きを行い、本判決の是正を求めていく方針であります。

なお、当該訴訟が当社の業績に与える影響は、現段階では明らかではありませんが、今後開示すべき事項等が発生した場合は速やかにお知らせいたします。

以 上